

平成 25 年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	1
2	基本計画の実施状況及び評価	5
	○基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	
	基本目標1 男女平等の意識改革	5
	基本目標2 男女平等教育の推進	9
	基本目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	13
	○基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	
	基本目標1 家庭生活における男女共同参画の推進	14
	基本目標2 職場における男女共同参画の推進	16
	基本目標3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	19
	基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画	23
	○基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	
	基本目標1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】	25
	基本目標2 介護等への支援	28
	基本目標3 高齢者、障がい者への支援	29
	基本目標4 生涯にわたる健康づくりへの支援	32
	基本目標5 単身者や生活困窮者に対する支援	33
	○市役所内部での取り組み	
	第2期登米市特定事業主行動計画（平成25年度実績）	35
3	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	36

【参考】

◎	平成25年度登米市男女共同参画審議会を開催状況	42
◎	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	43

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では平成 19 年度から、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「登米市総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる施策を具体化した「登米市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次基本計画」という。）に基づき、平成 22 年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 4 月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）では、すべての市民の人権が尊重され、男女がともに責任を分かち合う社会を構築することとしていることから、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、男女共同参画社会基本法に規定する計画であるとともに、条例で規定する、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る事項について定めています。

また、総合計画の「市民の創造力を生かした協働のまちづくり」の具体的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成を目指す指針となり、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体それぞれの役割を明確にし、協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 基本計画の期間

平成 24 年度から平成 27 年度まで。

(4) 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、毎年、施策の推進状況等を公表します。

(5) 基本計画の重点目標

基本計画の期間中、特に重点的に取り組むべき「3つの事項」を、次のとおり定めました。

- 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり **【重点目標1】「男女間のあらゆる暴力の根絶」**
 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり **【重点目標2】「地域における男女共同参画の推進」**
 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり **【重点目標3】「安心して子育てできる環境づくりの推進」**

(6) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	1 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 情報収集・提供 (3) 調査研究・分析の推進
	2 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
	【重点目標】 3 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談体制等の充実
Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 家事・育児・介護等における協力の推進
	2 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援
	【重点目標】 3 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) コミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 市の附属機関等における女性委員登用の推進 (2) 市女性職員の登用の推進 (3) 市政への参画の促進

Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	【重点目標】	
	1 安心して子育てできる環境づくりの推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備
	2 介護等への支援	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護体制の確立
	3 高齢者、障がい者への支援	(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援 (2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進
	4 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 健康づくりへの支援と環境の整備
5 単身者や生活困窮者に対する支援	(1) 出会いの場の創造 (2) 就職支援 (3) 相談の場づくり	

(7) 数値目標

	項目	現況値※1 H26.3	前回調査値 H23.1	目標値
1	「男女共同参画」の具体的内容の認知度	73.2%	72.0%	100%
2	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	58.1%	55.5%	90%
3	DV「配偶者やパートナーからの暴力」の相談窓口の認知度	83.0%	79.8%	100%
4	家庭生活上で男女の地位が平等だと思う人の割合	29.0%	27.7%	50%
5	職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	24.3%	21.2%	50%
6	地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.3%	19.4%	50%
7	社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	12.1%	11.8%	50%
8	各種審議会等委員への女性の登用率 ※2	29.2%	27.3%	40%
9	女性のいる各種審議会等の数 ※2	85.3%	79.3%	100%
10	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の具体的内容の認知度	36.6%	33.3%	50%

※1.平成26年3月に実施した市民アンケート調査による数値(調査対象:市内在住の満20歳以上の市民2,000人、有効回答数845(男361人、女性475人、不明9人)、有効回答率42.3%)

※2.宮城県「平成26年度市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値(平成26年4月1日現在)

※前回調査値欄の※2は、「平成25年度市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値(平成25年4月1日現在)

2 基本計画の実施状況及び評価

男女共同参画の施策に関する推進状況を把握するため、担当課による実施状況及び評価を行うこととし、その基準は、次の3段階とします。

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

◆基本目標 1 男女平等の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

今なお「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識があることから、その意識改革を図りながら男女平等の意識づくりを推進します。

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成25年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報とめ、ホームページ等による啓発活動	1	広報誌及びホームページへの掲載内容 ・男女共同参画に関する各種講座受講生募集（7月・8月） ・男女共同参画を考えるシンポジウム開催のお知らせ（10月） ・女性に対する暴力をなくす運動期間お知らせ（11月）等	B	各種事業の周知について、広報・ホームページ・ポスター・チラシでの啓発を行った。 事業への参加人数は、ほぼ予定数の参加を得た。	男女共同参画週間（6月23～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12～25日）のキャンペーンに合わせ、広報とめへの特集記事掲載を行うなど、より効果的な周知に努める。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②啓発資料の作成、配布	1	DV相談に関するリーフレットを公共施設や、大型スーパーなど人が集まる場所へ設置した。 【リーフレット設置】 公共施設・スーパー等 210カ所	B	登米市内におけるDV相談は増加傾向にあることから、DVに関する啓発資料及び相談先等について、広く周知啓発することが必要である。	引き続き、多くの人が集まるところや利用するところにリーフレットを設置するなど、DV相談に関する周知啓発に努める。	市民活動支援課
③男女共同参画に関するイベント等への参加	1	被災地におけるDV被害者等サポート講座（主催：宮城県、共催：大崎市・登米市・栗原市） 期間：6月～3月（全5回講座） 会場：大崎市	B	関係機関へのチラシ配布、広報での周知を行ったが、平成23・24年度に登米市内において同様の講座を開催したこともあり、市内からの参加者が少なかった。	他自治体との連携を図り、情報の共有・提供を推進する。	
④人権を考える講演会の開催	1	【中学生】 開催日：平成25年11月7日（木） 対象：中田中学校 生徒 参加：510人 講師：宮本延春様 （元高校教諭・作家） テーマ：イジメ・不登校 【一般】 開催日：平成25年11月28日（木） 場所：登米祝祭劇場 参加者：300人 講師：照英様（タレント・俳優） テーマ：男性の子育て参加	A	【中学生】 アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くないとの回答が71%だったが、講演会終了後では、関心や理解が深まったが81%あり、講演会による高い啓発効果があったと認められる。 【一般】 アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くないとの回答が30%だったが、講演会終了後では、関心や理解が深まったが96%あり、講演会による高い啓発効果があったと認められる。	【中学生】 講師に宮本延春氏を招き、イジメや不登校問題についての講演会を10月に米山中学校で行う予定 【一般】 市民活動支援課と共催で男女共同参画と人権の視点による講演会を開催予定	市民生活課
⑤人権の花運動の実施	1	平成25年11月6日から11月28日花栽培セットの配布 佐沼・米谷・加賀野・米岡・石越小学校、迫支援学校	A	担当教諭に対し、アンケート調査を行ったところ5校中5校で人権尊重意識の啓発効果があったとの回答があり、人権に対する関心を高め、理解を深める効果があった。	11月に北方・登米・中津山・南方・横山小学校に花栽培セットを配布予定。	

(2) 情報収集・提供

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集	1	男女共同参画に関する講習会・研修会へ参加し、積極的に情報収集を行った。 ・被災者対応DV・性暴力被害者支援員養成講座 場 所：エルソーラ仙台 開催日：4月15日～20日 ・国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画事業 開催地：東京都（12月16日）	B	国や県で開催される講習会・研修会へ参加し、男女共同参画を推進する企業や団体との意見交換・情報共有を行った。	国内外の動きや他自治体の取り組み等の資料や情報の収集に努める。	市民活動支援課
②男女共同参画に関する情報の提供	1	「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」（宮城県）を、行政区長、民生委員・児童委員、人権擁護委員、婦人防火クラブなど地域で活動に取り組む方々へ配布した。	B	平常時から男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災・減災の取組について理解を深めることに役立った。	引き続き、情報収集した資料や、調査研究資料等を整理し市民や事業者へ情報の提供を行う。	

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画市民アンケート	1	「平成 25 年度登米市男女共同参画に関する市民アンケート」を実施 実施：平成 26 年 3 月 対象：20 歳以上の市民 2,000 人 回収率：42.3%（845 人） ※内訳 男性 361 人、女性 475 人、不明 9 人	B	男女共同参画に対する認知度や、性別による役割分担意識の解消について、前回調査と比較し数値が上回っている。しかし、基本計画に定める目標値の達成にはまだ至っていないことから、男女共同参画について更なる認識を深めるとともに、その意義や必要性についての周知啓発が必要である。	市民の男女共同参画社会に対する意識や現状等を把握し、「第3次登米市男女共同参画基本計画」を策定するための基礎資料とする。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②子育て支援事業に関するアンケートの実施	1	子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施した。	B	新計画策定に向けてニーズを行い市民の意向と課題を把握した。	ニーズ調査の結果をこれから策定する「子ども・子育て支援事業計画」策定に反映させていく。	子育て支援課
③私が見た登米市の教育チェック表	1	市の教育行政の取組状況を、住民アンケートや実数値により評価した「登米市の教育通信簿」をとりまとめ、教育委員会や議会に報告するとともに、ホームページを通して広く公表した。	B	登米市の教育に係る評価項目は、57項目あり、男女の性差なく公平な評価ができるよう、できるだけ多くの市民へアンケートを行った。市民アンケート（評価項目10項目）は、966人から回答があり、前年より13人増加している。総合評価は、5段階評価で「3.64」、前年度の「3.55」より若干上回った。しかし、目標未達成項目は57項目中39項目であった。	公平な評価のためにも、より多くの市民の声を求めてアンケートの標本数をさらに増やしていくほか、目標が達成できず、評価「3」以下のもの、また評価が「4」で、前年より達成率が下がったものを、重点強化項目と位置付けます。それらの評価結果の原因分析、具体的な取り組み内容について検討を行い、対応策を考えます。それに従って、取り組みを行い評価向上を目指す。	教育総務課

◆基本目標 2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要であることから、子供から大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①キャリア教育（進路指導）での設定	1	【小学校】 志教育の視点で各教科・領域において適宜実施 【中学校】全中学校対象 ・キャリアセミナー（年 1 回実施） ・職場体験や職場調べを実施	B	各校において志教育の視点で学校教育に取り組もうとする意識が高まってきている。キャリア教育としての職場訪問や体験活動が定着してきており男女共同参画の意識は確実に育ってきている。	引き続き、これまでの取組を継続するとともに、地域との連携強化を図って活動の質の向上を図っていく。	学校教育課
②人権教育での育成	1	・道徳の関連価値項目の中で指導（年 2～3 時間程度） ・特別活動 学校行事や各種体験活動を学校ごと実施	B	道徳指導や各種行事等の充実を通し児童・生徒の心を育てる取組が見られた。引き続き、道徳の時数確保、行事内容の検討と改善が求められる。	いじめ問題等への対応も含め、大切な事項である。目に見えて大きな成果はなくても、地道にしっかりと取り組んでいく。	
③教材備品の購入	1	各学校配当予算の中で配慮しながら計画的に購入	B	各小中学校における教材備品の購入については、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して購入を行った。	引き続き、これまでどおり実施の方向。	
④総合的な学習の時間の設定	1	【小学校】3 年生以上で年間 70 時間 ※豊里小学校：3 年生 70 時間、4 年生 35 時間、5・6 年生 45 時間 【中学校】 1 年生 50 時間、2・3 年生 70 時間	B	各校とも地域の実態や特色を十分に生かした取組を行っている。 今後は、活動がマンネリ化しないように見直しをする必要がある。	地域の教育力を生かせるような取組を推進していきながら、それぞれの学校が特色ある活動を展開していきけるようバックアップしていく。	
⑤啓発資料の配布	1	・中学生向けデートDV 予防啓発リーフレットの配布（県作成） ・教職員のためのデートDV 対応の手引き配布（県作成）	B	正しい理解を深め、相手の人格を尊重する意識啓発に役立った。 保護者、児童・生徒の対応について参考となっている。	引き続き、男女平等の意識啓発のための情報提供を行う。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑥学校だよりの発行	1	「学校だより」、「学年だより」、「学級だより」等の発行	A	特色ある「たより」は、内容が充実していることから、心を育むことにもつながっている。	学校による差が生まれないうような手だてを講じていく。	学校教育課
⑦スクールカウンセラー等の配置	1	【小学校】広域で配置 【中学校】全学校に1人配置 (年間35日)	B	一定の成果は得られた。	カウンセリング活動充実の面から、勤務日数や時間を増やすことも考慮する。	
⑧一日入学(園)を活用した説明会の設定	1	全幼稚園で実施	B	例年どおり実施。特に大きな問題等はない。	引き続き、保護者との連携を強化する側面からも内容等の充実を含め検討する。	
⑨教職員への啓発	1	・県教職員課で実施する新任校長研修会及び新任教頭等研修会、新規採用教員向け研修会に参加し、男女共同参画社会に関する意識の高揚が図られた。	B	教職員として男女共同参画社会に関する意識が高まり、児童生徒の指導に役立っている。	校内研修や会議等での周知を今後も継続していく。	

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①人権や男女共同参画に関する学習機会の提供	1	・デートDV講座※市内高校生対象 開催校：4校 参加生徒：450人 ・男女共同参画フォーラム 「照英流パパも喜ぶすくすく子育て」 開催日 平成25年11月28日(木) 午後6時20分～午後8時30分 参加者：300人	B	デートDV講座については、市内の4高校の生徒を対象に開催し、450人が参加の下、DVについての正しい理解と知識に関して啓発を図った。 男女共同参画フォーラムは、男性の子育てへの参加をテーマに開催し、意識啓発を図った。	引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、関係課と連携を図り、講座や講演会などの学習機会の提供に努める。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②家庭教育に関する学習機会の提供	1	① 登米小学校との共催「交通安全講話と県警音楽隊コンサート」 参加者:保護者・児童・教職員 436 人 ② 登米中学校との共催「リラクゼーション体験 ヨガ教室」 参加者:保護者・生徒・教員 189 人	B	① 親子で交通安全の共通認識を図り、家庭教育に関する学習機会の提供の場となった。 ② ヨガということで、父親の参加は少なかった。	小中学校とも今年度も家庭教育に関する学習機会の推進を図る。	生涯学習課
	1	① 南方地区内の幼稚園、保育所において親子交流型の講座を開催。 開催数:5回、参加者:281人 ②南方中学校で「明日の親となる中学生の子育て理解講座・赤ちゃん抱っこ体験」を開催。 ・講演「性と生について知ろう」 ・妊婦スーツ体験 ・赤ちゃんと中学生の交流 時期:H25年11月27日(水) 参加者:生徒76人 ボランティア9人 抱っこ体験協力者親子6組	B	【成果】 ① 手遊びなどのレクリエーションで幼稚園、保育所の親子交流の促進が図られた。 ② (1)親としての苦労や産まれてくるまでの大変さを知り、「今生きていること」、「親に感謝する気持ち」がアンケートからも読み取れた。 (2)赤ちゃんとの交流、親の苦労話を聞くことで情操教育の推進を図ることができた。 【課題】 ・実績報告書に活動写真は添付されているが、講座を終了した後の園児、父兄の様子が見られず、講座の効果を把握することが難しい。 ・赤ちゃん抱っこ体験の協力者を集めるのに苦労している。	① 活動をもっと実施してもらえよう幼稚園及び保育所に広報活動をする。 ② 子育てサポートセンター等を通し、赤ちゃん抱っこに協力してくれる人を早めに呼びかける。 年2回の事業だが、中学校との連携を密にし、より効果の高い事業になるようにする。	
③生涯にわたる学習やスポーツ活動機会の充実	1	◇地区運動会事業 地区運動会をコミュニティ団体(実行委員会組織)に事業委託し実施。 実施地区:19地区 開催時期:5~9月	B	老若男女を問わず、広く地域住民の参加のもとに、参加者相互の融和と体力向上が図られた。 学校とタイアップし共催で開催した地域もあり、小学校児童から高齢者まで家族ぐるみで参加が得られ、地域振興にもつながった。	継続したスポーツ活動機会の提供を実施していく。なお、持続可能な地域振興事業委託の一つとして、今後もそのあり方等について検討を要する事項もあり、事業内容について精査・検証していく。	

(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性と生に関する指導による育成	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の関連価値項目の中で指導（年2～3時間程度） ・ 特別活動を学級活動で実施 ・ 保健体育での指導 	B	各教科・領域のねらいは達成できている。	年間指導計画に基づいて、確実に実施していく。	学校教育課
②PTA研修会の開催	3	PTA研修会は、年1回実施しているが、児童生徒の発達の段階を踏まえた「性に関する教育」をテーマには実施しなかった。	—		平成26年度に、男女共同参画フォーラムとPTAパワーアップ公演会を共催で開催することから、リーフレット等により児童生徒の発達の段階を踏まえた（性に関する）啓発を図る。	
③いのちの大切さを学ぶ講習会の開催	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性と生の講座 <p>命の重要性とともに、「自分が必要とされている」という心を育てるための研修会を学校との連携で実施した。</p> <p>実施数：7校（中学校4、高校3） 参加者：延べ550人</p>	A	性と生の健康教育について、正しい知識と情報を伝え、「いのち」の大切さとともに、自分自身の存在の大切さを考える機会となった。	<p>市内の学校、市民病院（助産師等）とも連携しながら年齢に応じた「性と生の講座」を継続して実施していく。</p> <p>性ととともに食といのちの観点からも啓発していく。</p>	健康推進課

◆基本目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は重大な人権侵害であるということを認識し、正しい知識を習得するための学習機会を提供するとともに、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。

(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力に関する学習機会の提供	1	デートDV講座※市内高校生対象 開催数：4校 参加生徒：450人（1,200人）	B	DV相談は年々増加傾向にあり、若い世代の恋人間での暴力（デートDV）についても相談件数が多くなっていることから、市内高校生を対象に実施し、DVについての正しい理解と知識に関して啓発を図った。	DVの認識度は年々向上しているが、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、継続した学習機会の提供及び啓発を実施する。	市民活動支援課

(2) 相談体制等の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①女性相談体制整備事業の実施	1	NPO法人ハーティ仙台と連携し、DVや離婚で悩んでいる女性やシングルマザーの方が安心して話せる場所を設け、問題の解決と心の回復を図るための事業（パープルタイム）を月1回実施した。 開催数：10回（台風のため中止1回） 相談者数：34人	B	相談者は20～60歳代と幅広く、安心して参加できる場として浸透してきている。また、相談状況から共感してもらうことで、自分の力を高めてきている様子がかがえた。しかし、相談内容の幅も広く、他機関へ紹介が必要なケースもあり、関係機関・地域情報とのさらなる連携が必要である。	パープルタイムは、平成25年から子育て支援課担当で実施（予算は県）。 今後の実施体制として、NPO法人が自主活動として相談支援活動ができるよう、市民活動支援課含め関係団体と調整していく。	子育て支援課
②家庭児童相談事業の実施	1	相談実人員：44人 延べ回数：561回	B	保健福祉事務所や各関係機関と連携を図りながら、被害者に寄り添った相談業務を実施した。	関係機関と連携し、個別相談・パープルタイム（グループミーティング）と連動した活動をする。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③総合相談窓口の設置（自殺予防対策関連）	1	相談件数 2 件	B	各相談への対応となるが、相談内容が多岐にわたり、関係部署との連携が必要となる。	相談内容は多岐にわたっている。適切な関係部署に繋がられるよう情報収集に努めながら実施していく。	生活福祉課
④緊急避難用住宅設置事業の実施	1	実績 0	B	実績 0 をどう捉えるか。相談者がいなかっただけで対象者が潜在している可能性はある。	平成 26 年度は事業用に 1 戸を確保している。次年度以降も継続する予定。	
⑤緊急一時保護及び自立支援体制の確立	1	D V 対応実件数：22 件	B	緊急時の一時保護等については、相談者の意向を尊重し、適切な活用に努めた。また、自立に向け、保護命令申し出を含め関係機関への同行支援を実施した。	増加傾向にある D V 被害者の救済にあたり、啓発・支援体制の充実に努める。	子育て支援課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

◆基本目標 1 家庭生活における男女共同参画の推進

世代や性別に関係なく、家事や育児、介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行い、男性がより家庭生活にかかわることができるよう育児・介護休業制度の利用を促進します。

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①家庭における男女共同参画の促進啓発事業の実施	1	男女共同参画フォーラム 開催日：平成 25 年 11 月 28 日(木) 午後 6 時 20 分～午後 8 時 30 分 テーマ「照英流パパも喜ぶすくすく子育て」参加者：300 人	B	男女がともに仕事と生活を両立していくための方法について、トークショーを実施。家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという意識啓発を図った。	引き続き、シンポジウムやイベント等において、家事・育児・介護などの家庭責任は男女が担うという意識醸成の啓発を図る。	市民活動支援課

(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 男性職員の育児休業取得の推進	1	育児休業等 Q & A を作成し、育児休業等制度の理解を深め、制度の積極的な活用の推進を図った。	C	育児休業等 Q & A を作成したことにより、制度の周知及び理解の向上に寄与したと思われるが、男性職員の取得までは至っていない。	男性職員の育児休業取得率は全国的にも低い状況にあるが、引き続き周知啓発を行っていく。 (H24 年度全国平均：男性職員 1.3%⇔女性職員 94.2%)	人事課
② 男性の育児・介護休業制度の利用推進	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。 「ひとりひとりが幸せな社会のために」(内閣府) 「女性のチカラを活かす企業認証制度」(宮城県) 「第 2 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」(登米市)	B	男女共同参画社会に関する世論調査結果を基に、就業の分野における男女共同参画の現状等についての情報提供を行い、休暇取得に関する働きかけを行った。 宮城県で実施している、男性も女性も働きやすい職場環境づくりに対する企業支援についての情報提供を行った。	男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けて、各種イベントなど機会をとらえ、情報提供や・意識啓発を図るとともに、企業への情報の提供に努める。	市民活動支援課
③ 男性の家事への参画	1	◇社会教育(公民館)事業の趣味的講座として実施(指定管理業務委託) 【開催例】 男の料理教室 男子厨房に入ろう! 男の手料理教室、そば打ち教室他	B	社会教育(公民館)事業として、男性対象の事業を実施。料理等を通じて男性に家庭での役割を再認識するとともに、家族のパートナーシップ強化のきっかけづくりの機会提供を行った。	社会教育(公民館)事業での各種講座の開催は、趣味的講座として実施していることから、今後、同事業内容を精査する際、男女共同参画の視点も念頭に検証に努める。	生涯学習課
④ ブックスタート事業の実施	1	4～5ヶ月児健診会場において、ボランティアの協力をいただきながら、絵本の配布を行った。 健診を受診できなかった家庭には、保健師の訪問時に配布を依頼し、すべての子供に絵本が渡るよう配慮をしている。年間配布数:569冊	B	絵本の配布はもとより、絵本を通じたコミュニケーションの方法などの情報提供も喜ばれている。	ブック・スタートをきっかけに本に親しむ子供が増えるよう継続し、その後も読書活動が活発になるよう支援体制の整備に努める。	

◆基本目標 2 職場における男女共同参画の推進

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう働き方の見直しを事業主等へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

また、農林業・自営業従事者の女性支援として、女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。

（1）男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女雇用機会均等法等の周知徹底	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。 「ひとりひとりが幸せな社会のために」（内閣府）、「女性のチカラを活かす 企業認証制度」（宮城県）、「第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」（登米市）	B	就業の分野における男女共同参画の現状等についての情報提供を行い、就業条件に関する働きかけを行った。 宮城県で実施している、男性も女性も働きやすい職場環境づくりに対する企業支援についての情報提供を行った。	事業主や就労者に対して母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとで母性に関わる法制度の周知徹底を図る。	市民活動支援課
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の啓発	1	セクハラ、パワハラに関する講座情報の提供、広報誌での啓発を行った。	B	一般向けの意識啓発・情報提供を行っているが、更なる取り組みとして、事業主等に対する啓発が課題となっている。	事業主へのパンフレット配布などによる周知啓発について検討する。	

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①勤務時間の短縮等の実施啓発	1	【上記再掲】 (1)男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 ①男女雇用機会均等法等の周知徹底を参照	B	【上記再掲】 (1)男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 ①男女雇用機会均等法等の周知徹底を参照	職場と家庭、地域への参画の調和が図れるよう、短時間労働、フレックスタイムなどの実施を事業主へ働きかけると共に、社会の認識を深めるための意識啓発に努める。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②再雇用制度の普及促進啓発	3	定年後 65 歳までの再雇用制度について、周知等は実施しなかった。	—	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度（再雇用制度）について、啓発の対象（事業主・労働組合・雇用者）及び手法について検討が必要。	再雇用制度の普及啓発をホームページを活用しながら実施する。	市民活動支援課
③市内における託児所の開設及び事業所内保育施設への支援	1	事業所内保育施設への補助を実施・石巻ヤクルト登米センター	B	計画どおり実施できている。	今後も事業所内保育施設への支援を行う。	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業	1	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かりなどによる利用があった。 利用件数：延べ 23 件	C	講習会を行い援助活動を行う協力会員を養成しているものの、利用会員が減少しているため、更なる事業内容の周知が必要。	市民に事業内容や利用事例の周知を行い、利用会員の増加に努め、安心して子育てができる環境を整えていく。	

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①農産加工組織の活動支援	1	農産加工に関する技術研修並びに情報の収集を行った。 ・女性と共に歩む地域 6 次産業化研修会 開催回数 1 回、参加者 48 人 ・加工研修会【麦芽あめづくり】 開催回数 1 回、参加者 18 人 ・特産品販売の視察研修会 開催回数 1 回、参加者 29 人 ・新商品の開発を行った。 件数 2 件	B	農産加工に関する技術の向上のための研修や情報収集などの活動を通じて、新たな商品開発に取り組む意欲が高まってきている。	新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。 開発した商品を 6 次産業化へ繋げていくことで地域農業の振興を図る。	農林政策課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
② 6 次産業の育成支援	1	<p>アグリビジネス起業家育成塾 開催数 20 回、参加者 318 人 (うち女性参加者 72 人) ビジネスチャンス支援事業を活用した支援</p> <p>・デザイン・商品力向上支援事業 (まり加工クラブ 1 件)</p>	B	<p>ビジネスとしての農業を学ぶ場として、登米アグリビジネス起業家育成塾を開講し、農業経営力の向上と農商工連携の一層の促進を図った。また、ビジネスチャンス支援事業の実施により、地域資源を活用した農産加工に取り組む女性農業者の支援の充実が図られた。</p>	<p>引き続きアグリビジネス起業家育成塾による経営力向上とビジネスチャンス支援事業の推進に努め、地域資源を活用した農産加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓等を実施していく。</p>	ブランド戦略室
③ 家族経営協定締結の促進	1	<p>家族経営協定の締結を行った。 平成 25 年 4 月～26 年 3 月 新規 6 件 (内女性含み 1 件) 変更 1 件 (内女性含み 1 件) 解約 4 件 (内女性含み 1 件)</p>	C	<p>認定農業者の認定や農業者年金の政策支援に加入のために締結しているケースが多い。 経営に参画する女性の締結が少ないので女性農業委員の活用を図る必要がある。</p>	<p>県等の関係機関と連携して家族経営協定の普及を促進します。 締結しやすい環境の整備を図るため、農業委員等に制度の周知を行い、特に女性農業委員に働きかけを促す。</p>	農業委員会
④ 農業者との意見交換会	1	<p>農業者等との意見交換会を実施。 開催日：平成 25 年 3 月 5 日 出席者：28 人</p>	B	<p>意見交換会については、市内の農業者や法人の構成員を対象に開催いたしましたが、農業委員会活動について、理解と現状を知っていただく場として、有意義な意見交換会だった。</p>	<p>女性や若い世代などを含めた市内農業者の意見交換会を 8 月頃に実施します。 また、市民に農業委員会の活動を知っていただくため「農業委員会だより」等で啓発に努める。</p>	

◆基本目標 3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる習慣等が依然として強く残っていることから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性別や世代を問わず参加しやすい会議等の開催	1	各種会議等にあたっては、構成委員や参集者が参加しやすい日程等の調整を行い実施した。	B	男女の別や、就業の有無に関わらず、会議等に参加しやすい環境を整えることで、様々な視点からの意見集約が図られた。	引き続き、会議等の開催にあたっては、参加しやすい時間帯である夜間や土日の開催に努める。	全庁
②市内小中学校の各種行事の開催	1	市内各小中学校とも、運動会や学芸会・文化祭など、大きなイベントは保護者が参加しやすいように原則、土曜日もしくは日曜日に実施	B	各校とも、例年どおりの保護者の参加状況である。	保護者の意見を聞きながら、できる限り要望に応えられるよう努める。	学校教育課
③ファミリー・サポート・センター事業	1	子育てに臨時的・突発的に援助が必要になった場合に支援を行うため、利用会員（子育ての援助を受けたい方）・協力会員（子育ての援助ができる方）の確保に努めた。 会員数 ・利用会員 70 人 協力会員 62 人 両方会員 4 人 計 136 人	C	講習会を行い援助活動を行う協力会員を養成しているものの、利用会員が減少しているため、更なる事業内容の周知が必要。	市民に事業内容や利用事例の周知を行い、利用会員の増加に努め、安心して子育てができる環境を整えていく。	子育て支援課

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①防災組織への女性の参画推進	1	地域防災計画の見直しにより下記内容を新たに掲載した。 ・要配慮者を支援する体制整備の中で地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の参加が得られるよう努める。	B	災害時の要配慮者支援対策を充実させるため女性の視点を反映させることにより、男女共同参画に配慮した内容となった。 なお、地域防災計画を基とする各種マニュアル等へも反映されるよう周知する必要がある。	今後も必要により地域防災計画を修正していく。また、各種マニュアル等へ反映されるよう周知等に努める。	防災課
②災害現場における男女共同参画	1	「男女共同参画・多様な視点みんなで備える防災・減災のてびき」(宮城県作成)を配布。 配布先：民生委員・児童委員、人権擁護委員、婦人防火クラブ他	B	地域防災力を高める上で、女性や多様な生活者の視点に立った防災・減災対策(含：避難所運営)について啓発を行った。	多様な視点での防災・減災の取組や、男女共同参画の視点を踏まえた支援について普及啓発を図る。	市民活動支援課

(3) コミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①女性セミナーの開催	1	◆登米市女性セミナーの開催(6回) 開催日：5/22、6/19、7/24、8/22、9/25、10/23 対象：市内居住または在勤の成人女性 30人(参加者8人) 学習会6回のうち、4回以上受講した受講生に、教育長から修了証を授与する。6人に授与した。	B	受講者は減少傾向だが、修了後は地域活動などに参加している。	地域で活動する女性の情報交換の場を提供するなど、修了後もフォローアップできる体制について検討する。	生涯学習課

①女性セミナーの開催	1	◇社会教育(公民館)事業の世代別事業中、女性教育事業として実施(指定管理業務委託) 講話や実技、研修等を通じて知識及び教養を深め、地域におけるネットワークの構築と、受講生同士の親睦と融和を図ることを目的に実施。 (開催例)女性教養講座、女性のつどい、シャイニーレディース	B	事業は、地域リーダー育成を主として実施している地区とそうでない地区がある。 リーダー育成を目的とした事業の開催をした地区は、公民館等を地域活動の拠点とて、少しずつ取り組みが生まれつつある。	現段階では、指定管理公民館等において社会教育事業の位置づけで女性対象事業も実施しているが、必ずしもリーダー育成に主眼を置いたものとしていないことから、今後、市の計画との整合性を図りながら検証に努める。	生涯学習課
②地域参画推進講習会の開催	1	女性リーダー養成講座「OH!TOME(おとめ)カフェ」を実施した。 開催期間：平成25年10月末～11月下旬 全5回 対象：市内在住20代～50代女性 参加者：16人	B	地域における男女共同参画を推進する女性リーダー育成を目的として、全5回の講座を開催した。 受講者から「女性が活躍できる糸口を見つけたような気がする。」「自分の意見を地域に発信できるように努力したい。」など前向きな意見が多く寄せられた。	引き続き参加者募集の効果的な周知啓発に努めるとともに、講座内容の充実を図る。 平成26年度は、地域防災に係る講座を開催予定。	市民活動支援課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み	実施状況	平成25年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①出前講座の開催	3	平成25年度において、男女共同参画に関する出前講座の要請はなかった。	—	男女共同参画が進んでいる地域の情報提供が求められることから、他自治体の取り組み事例について情報収集が必要である。	地域における男女共同参画の推進を図るために、広報等を活用し、出前講座の周知に努める。	市民活動支援課
②市民活動に対する支援体制の整備	1	市民活動総合補償制度 平成25年度実績 傷害補償2件、賠償補償1件	B	補償制度について、広報とめ・ホームページで周知を行った。 制度開始から6年目ということもあり、市民に広く知られるようになっている。	市民が安心して市民活動に参加できるよう支援するため、引き続き同制度の周知に努める。	

(5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 登米市国際交流協会への支援	1	<p>登米市国際交流協会補助金 2,800 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語講座〔実施 年間約 40 回〕 ・ 海外姉妹都市交流事業（受入事業等） ・ 登米市国際まつり〔12 月実施〕 ・ ジュニア国際塾 ・ 多文化共生社会形成促進関連事業 ・ 会報誌（TIFA ニュース）発行 ・ ホームページによる広報活動 ・ 国際交流関係団体との連携 ・ その他各種交流事業実施 	B	<p>市の国際化推進は「交流」とともに、市内に在住する外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成が必要と考えられる。また、国際感覚を持った人材の育成など、「国際化推進」を取り巻く状況に対し柔軟な対応が求められる。今後も市民、国際交流団体、企業等が一体となって、関係機関と連携を図りながら事業を展開することが必要である。</p>	<p>本市の国際化を進める上で、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。今後も多文化共生社会の形成や国際理解の推進、国際交流の担い手となる人材を育成するため、市国際交流協会等関係団体との連携を高め、当事業を継続する。</p>	市民活動支援課
② 日本語講座・多文化共生シンポジウムの開催	1	<p>日本語講座については、補助金交付先である登米市国際交流協会の事業として実施した。</p> <p>多文化共生シンポジウムについては実施していない。</p> <p>日本語講座：年間約 40 回 ほか日本語講座交流会 3 回実施</p>	B	<p>事業内容は市の課題や市民のニーズ、社会情勢に即し、それらに柔軟に対応しながら展開されている。また、日本語講座や外国人同士の交流などの専門的な事業も実施でき、市の国際化推進・多文化共生における有効性は高い。</p>	<p>周知広報の一層の工夫と事業を支援する人材の確保が今後も効率性を高めていくため必要である。</p>	
③ 外国人相談窓口設置事業の実施	1	<p>市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例日：毎週金曜日に開催する「日本語講座」に併せて実施 ・ 電話相談：国際交流協会事務所（登米総合支所内）にて、月・水・金の日中に実施 ・ 25 年度実績 39 件（英 13 件、中 16 件、韓 10 件） 	B	<p>県内で、市役所が相談窓口を設置しているのは本市と石巻市のみ。宮城県と仙台市は国際交流協会が実施している。市内に在住する外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成には不可欠な事業である。課題としては相談に対応する人材不足などが挙げられる。</p>	<p>多文化する地域社会において、外国人相談員は今後ますますその役割を期待される。外国人相談員を中心に、より多くの人々が有機的にかかわって、支えあう仕組みが必要とされている。日本語講座同様、周知広報の一層の工夫と相談に対応する人材の確保が今後の多文化共生社会への対応として必要である。</p>	

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

今後のまちづくりの活性化には、女性の視点と様々な能力の活用が不可欠であり、男女共同参画を進めるうえでは、政策・方針決定過程へ女性の意見を反省させることが重要であることから、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

(1) 市の附属機関等における女性委員登用の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 意思決定過程への女性参画の推進	1	市の審議会等委員への女性の登用状況調査を4月と10月に実施し、審議会等委員への女性登用について情報の収集と公表を行った。 平成 26 年度 4 月 1 日現在 登用率 27.3%	B	各種審議会等委員への女性の登用率は、前年度から 0.6% 増となっている。 しかし、目標値である登用率 40% へ向け、審議会等への女性委員の必要性について更なる啓発と、積極的な登用の推進が必要である。	女性の参画推進状況を調査・公表するとともに、市民に対し意思決定における男女共同参画の必要性の理解を図る。	市民活動支援課
② 女性人材リストの整備	3	コミュニティリーダーの育成・支援事業は実施しているものの、女性人材としてリストの整備までは行っていない。	—	講座を受講した方々の人材リストへの登載についての理解と、人材リストの共有先等について、検討が必要である。	男女共同参画地域参画推進講習会の受講者等、各種審議会等に人材情報として提供できないか検討を行う。	
③ 附属機関等への女性委員登用の促進	1	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	B	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	本計画の計画期間である平成 27 年度に向け、目標値を達成できるよう女性委員の登用促進を図る。	全庁

(2) 市女性職員の登用の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①管理職への女性登用の促進	1	平成 25 年度における女性管理職の人数：48 人 (H23 年度：44 人、H24 年度：48 人)	B	過去 3 年間の推移からも、管理職への女性登用数は増加し、職場内における男女共同参画の意識は高まっている。 また、率先垂範という観点からも自治体として、地域における役割を果たしている。	今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に responding していくためには、女性管理職の必要性が高まるものと考えられることから、今後とも、女性職員の管理職への登用を促進していく。	人事課
②研修の機会の充実	1	各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。	B	職場外研修(市町村職員研修所の研修など)、職場内研修ともに、機会均等が確保されており、男性職員と同様に能力向上が図られたと考えている。	今後も取り組みを継続し、各種研修への参加を推進していく。	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①広聴活動推進事業	1	市長へのメール：59 件 市長への提言箱：42 件 移動市長室：9 回 出張市役所：4 回	B	市長へのメール・提言箱については、担当部署において回答案を作成し、市長の決裁を経てそれぞれ回答した。移動市長室については総合支所単体に 9 回開催、51 団体(795 人)と意見交換などを行った。出張市役所は、実施団体の申請により 4 回実施、149 人が参加した。	広く市民の声を聴くため、これまで同様の取り組みを推進していく。	市長公室
②各種講演会やイベント等の開催	1	各種講習会やイベント等の開催を通して市政への関心と理解を深めるため、各種講演会やイベント等の開催を行った。	B	各種講演会やイベント等の開催にあたって、市民が気軽に参加できるように広報活動に努め、男女を問わず様々な年代の方々に参加いただき、市政への関心と理解を深めた。	引き続き、各種講習会やイベント等の開催を通して市政への関心と理解の促進を図る。	全庁

《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

◆基本目標 1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、子育て支援体制の充実を図ります。

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 各種保育事業の充実	1	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、その乳幼児の健全な心身の発達を図るため、各種保育事業を行った。 ・通常保育事業 ・延長保育事業 ・一時保育事業 ・障害児保育事業 ・低年齢児保育事業等	B	保護者の就労形態の多様化や女性の就労機会の増加により、延長保育を希望する保護者が増加している。延長保育は一部の市民を対象としているが現在受益者負担がない状況であり保育料徴収について検討が必要。	今後も各種事業の充実を図っていく。	子育て支援課
② 幼保一体化の検討	2	「登米市子ども・子育て支援本部作業部会」への参加	B	検討組織に参加し、意見等を述べている状況である。	引続き、市民生活部と連携をとりながら積極的に検討していく。	学校教育課
③ 幼稚園の預かり保育の実施	1	全幼稚園で実施	B	働くお母さんの応援ができた。	要望に応えられるよう工夫しながら引き続き実施していく。	
④ 医師招聘及び医療連携の充実	1	・東北大学病院医局への要請 ・市、県ホームページへの求人掲載 ・宮城県ドクターバンクへの求人掲載 ・全国自治体病院協議会への求人掲載 ・医師招へいに係る国、県への要望活動の展開（県市長会等） ・医学生奨学金貸付制度の継続 H25 貸付実績 2 人（延べ 22 人）	C	産科、小児科の入院再開のためには複数医師の招へいが必要であり、当該科目の医師招へいについては、現下の医療環境においては非常に厳しい状況である。	医師招へいについては、今後もあらゆる機会を通じて継続的に取り組んでいく。 二次医療圏や近隣基幹病院との医療連携等のあり方について、関係者間で協議しながら地域医療の確保に向けた取り組みを推進していく。	医療局 総務課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑤放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ）	1	保護者が就労等で家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。 ・児童クラブ数 16 ・登録児童数 453 人 ・延べ利用児童数 59,279 人 ・登米市保育担当者及び児童館等指導員研修会（4回開催）	B	計画どおり実施できている。	放課後児童の健全な育成のため、事業の充実を図っていく。	子育て支援課
⑥要保護児童対策地域協議会の開催	1	◆第1回：7/30～8/8のうち5日間 参加者：延べ118人 ◆第2回：1/28～2/3のうち5日間 参加者：延べ123人 ◆代表者会議：H26.3.19開催	B	出席率も高く、要保護児童の早期発見や児童に対する適切な対応について共有し、関係機関との調整や情報共有を図ることができた。	今後も定期的に行い、関係機関の円滑な連携・協力に努める。	
⑦家庭児童相談事業の実施	1	相談業務実績：実人数 315 人 延べ 3,186 人 ケース検討会：104 回開催 検討ケース数：661 件	B	子どもに関する各般の問題に専門の家庭児童相談員を配置し、ケースに対応するとともに、関係機関との連携を図りながら相談業務と問題解決のための調整・ケース検討を行った。	多様化・複雑化するケースに対応するため、今後とも各関係機関と連携を図りながら相談事業を実施する。	

（2）子育て支援体制の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①子育て支援センター事業の充実	1	子どもを養育する家庭・地域の総合的な子育て支援を行った。 ・延利用者数 33,509 人 ・育児相談件数 543 件	B	計画どおり実施できている。	地域における子育て支援サービスの充実を図っていく。	子育て支援課
②子育てに関する情報提供	1	登米市子育てガイドブック、子育てまっぶスマイルとめっこを発行した。	B	計画どおり実施できている。	更に情報提供体制の強化を進め、子育て支援体制を整えていく。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③子育てサポーターの育成	1	<p>◆子育てサポーターフォローアップ研修会 開催日：3/26 対象：平成 20 年度～24 年度子育てサポーター登録者 49 人（参加者 7 人） これまで登録の更新を行っていなかったため、登録更新を行うとともに、活動を行っていないサポーターのフォローアップ研修を行った。</p>	B	<p>受講生の中でボランティアとして登録した方の活動の場が少ない。 登録更新を行ったことによる登録者の減少。</p>	<p>有償ボランティアとして社会教育事業などで活動を行っていく。 また、子育てサポーター養成講座を開催し、新たな人材の発掘を行う。</p>	生涯学習課
④各種行事の託児の実施	1	<p>【市民活動支援課】 女性リーダー養成講座及び男女共同参画フォーラム等の開催にあたって、託児を設置した。 対象年齢：1 歳～6 歳 ○女性リーダー養成講座（全 5 回） 申込み人数 4 人 ○男女共同参画フォーラム 申込み人数 2 人</p>	C	<p>男女共同参画フォーラムでは、会場への入場について年齢制限がなかったことから、託児対象年齢の子どもさんをつれた方が多くいらしていた。数人に託児がある旨お話したが、希望されなかった。 このことから、託児の取り組みについて更なる周知啓発が必要である。</p>	<p>託児を行うにあたって、安心して預けていただけるよう、受け入れ体制の充実を図る。</p>	全庁

◆基本目標 2 介護等への支援

各種介護サービスの充実を図るとともに、支援体制の強化を図りながら家族介護を支援します。

また、介護休業制度について周知を図り、男女とも介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①市内介護保険事業所研修会の実施	1	東部保健福祉事務所で開催した市内介護保険事業所研修会において、講師として参加しサービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係の説明を行った。 ・開催数3回 ・136事業所(194人)	B	東部保健福祉事務所と合同で開催することで、多くの事業所の参加が期待でき、県からのお知らせ等についても県・市・事業所と情報共有することができる。	介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などの研修会について、今後も平成25年度と同様の方向で実施していきたい。	長寿介護課
②介護認定調査員研修会の実施	1	新任調査員研修 開催数：3回(6人) 現任調査員研修(県と共催) 開催数：1回(108人)	B	認定調査の基本事項、事例検討による研修を行い、認定調査のための知識等を深め、認定調査員の資質の向上を図った。	公平・公正な認定調査は適正な審査判定の根幹となることから、今後も引き続き研修を実施する。	
③介護雇用プログラム事業の実施(緊急雇用事業)	—	介護雇用プログラム事業(緊急雇用事業)は、平成24年度で終了				

(2) 男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①介護支援事業の実施	1	登米市社会福祉協議会と委託契約により実施。 ・19回開催 ・参加者：延べ228人(女性含)	B	介護者のリフレッシュ、情報交換、介護知識の普及の機会となっている。	家族介護者を対象に、家族介護教室や交流会について、今後も平成25年度と同様の方向で実施していきたい。	長寿介護課

(3) 地域における介護体制の確立

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 認知症サポーター養成講座の開催	1	認知症サポーター養成講座 ・ 5 回開催 ・ 参加者：180 人	B	認知症の普及啓発の機会となった。	認知症をかかえる当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援を行うため、今後も平成 25 年度と同様の方向で実施していきたい。	長寿介護課

◆基本目標 3 高齢者、障がい者への支援

高齢者や障がいのある人が、生きがいをもって暮らし、自立した生活を安心して送ることができるよう就労支援や生活環境の整備、その他必要な支援やサービスの提供に努めます。

(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 高齢者の社会参加の促進	1	◇社会教育(公民館)事業の世代別事業中、高齢者対象事業として実施(指定管理業務委託) 地区ごとに実施している、長生大学や先人大学等において、グランドゴルフ等の高齢者スポーツを通じた健康増進を目的とした事業を実施。	B	高齢者を対象とした事業実施によって、高齢者間の親睦交流ができ、健康増進が図られた。 地区によっては、参加者対象にバス巡回を行い、参加促進等が図られ、引きこもり予防等にも貢献した。	事業を継続・実施するとともに、地域ニーズを的確に捉えた事業のあり方を今後も模索する。事業手法については、他地区の取り組み事例等を紹介する研修会も年 1 回開催する計画である。	生涯学習課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 高齢者の社会参加の促進	1	◇ふるさとスポーツ大会を通じた高齢者参加の事業 主な種目：グランドゴルフ、ユニカール、ターゲットバードゴルフ 趣旨：老若男女を問わず参加者が大会を通じ健康増進と相互の親睦を図る目的で実施。 開催時期：地区予選(6～8月上旬)、市大会(8月下旬)	B	高齢者がスポーツを通じて相互に交流を図るとともに、健康増進及び生きがいがいづくりにつながった。 体育の振興に寄与し、男女問わず参加し交流を深めたことは地域振興にもつながっている。	県の委託事業であるが、県の方針として事業廃止を検討していることから、今後は、当事業の必要性等も検証し、市単独で継続実施するか否かについて検討を行う。	生涯学習課
② 高齢者の雇用機会の創出	1	シルバー人材センター 受託件数 4,976 件 受託金額 388,452,622 円 会員数 960 人 (H24: 932 人) 【内訳】男性 675 人 (H24: 664 人) 女性 285 人 (H24: 268 人)	B	受託件数・金額ともに過去最高を記録し、会員数も増えた。 今後も定年退職後の高齢者の就業機会を確保し、仕事を安定的に供給できる組織の形成が必要である。	受託件数・金額は年々上昇している。 また、会員数は年々減少していたが、平成 25 年度は回復傾向にあるので、会員数増に向けた取り組みを図る。	商工観光課

(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 道路整備事業	1	平成 25 年度に実施した道路整備事業 24 路線のうち歩道の設置を計画している 9 路線については、すべて車道と高さを合わせたフラット型として実施した。	B	歩道設置路線については、計画どおりの成果を上げることができた。 歩道を設置しない路線については、地元計画説明や用地取得を完了していることから、幅広路肩となっていない状況である。	今後の新規計画路線については、歩道の設置を計画する箇所はフラット型、歩道を設置しない箇所は幅広路肩導入の検討を行うこととする。	道路課

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②説明会への参加促進	1	各種イベントの開催にあたっては、高齢者や障がい者が参加しやすいよう会場設営を行った。	B	車椅子で来場する方のスペースを確保するとともに、高齢者や障がい者が安心して参加できるよう努めた。	引き続き、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を促進するため、会場等における環境整備を図る。	全庁
③第3期障害福祉計画の策定	1	第3期障害福祉計画に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業等各種事業を実施した。	B	障がい者やその家族等に対して各種事業を実施することで、安心して地域生活を送れるようになっていく。	第4期障害福祉計画策定に向けて、アンケート調査等を実施しながら、ニーズの把握を行う。	生活福祉課
④社会参加促進事業の実施（地域生活支援事業）	1	手話通訳相談員の派遣を行い、851人（うち障害者 135人）の相談を受けた。	B	手話通訳の派遣については、相談件数が、昨年 비해減少したものの、概ね計画通り相談業務を行い社会参加を促進した。	今後も障害者の社会参加の促進のため、手話通訳相談員の派遣を行っていく。	
⑤障がい者の雇用支援	2	「障害者就業・生活支援センターゆい」等の関係機関と連携し、障害者の就労に関する個別相談や、迫支援学校の卒業予定の生徒の支援を行った。	B	障がい者を雇用する事業所の、障がい者に対する理解が不十分な状況である。	障害者自立支援協議会において、障がい者の「就労」についての検討部会を設立し、課題の洗い出し、課題解決のための方策について、事業所に対し理解を深める研修会を開催し、雇用に関わるよう支援したい。	

◆基本目標 4 生涯にわたる健康づくりへの支援

女性が安心・安全に妊娠・出産できるとともに、男女がともに健やかにすごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりに努めます。

(1) 健康づくりへの支援と環境の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [※] に関する学習機会の提供 ※性と生殖に関する健康と権利	1	高校生を対象に講習会を実施 ○デートDV講習会 テーマ「大切にしたい性と命」 開催 4 校、参加生徒 450 人	B	生徒から、性や生殖等に関して講師に「聞いてみたいこと」を事前に提出いただいた。「体格と出産のリスク」「子どもができる確率」「性病の予防方法」等、講師が寄せられた全ての質問に回答をし、正しい知識を学ぶ場となった。	今後も学習機会の提供に努める。	市民活動支援課
② ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実	1	○こんにちは赤ちゃんサロン 実施回数 18 回 参加者：延べ 108 人 ○子育て元気サポート事業 ・乳幼児関心事の臨床心理士による相談 実施回数 35 回 ○こころの元気相談室 相談者：延べ 448 人 ○こころの相談 相談者：延べ 202 人	A	相談事業を通し、妊婦・母親の育児不安の解消や産後うつへの対応など、母親のメンタル面のサポートを図ることができた。 (育児疲れや子どもとのかかわり方、家族関係のなどの相談が多かった。) また、参加者同士の情報交換を通し、育児不安等の軽減を図られた。こころとからだの健康づくりのため、相談事業の充実を図ることができた。	ライフステージに応じたこころの健康づくりを継続的に支援するとともに、市民同士で支え合う体制づくりを推進していく。	健康推進課
③ 健康管理意識の啓発	1	○健康教育 実施回数：345 回 参加者：延べ 9,448 人 ○重症化予防事業 相談実施人数：258 人 アプローチ率：73.5%	B	各総合支所において、地域のニーズに即した健康教室を実施し、生活習慣病の予防に関する啓発をすすめることができた。 平成 25 年度は重症化予防事業も実施、受診勧奨のみならず、健康相談を実施することができた。	生活習慣病予防に努め、健康保持増進の具体的な行動変容を図るため、地区組織と協働でウォーキング事業等の推進を図る。また、健診結果に基づき、受診勧奨、相談を行い、重症化を予防していく。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
④ 保健施策の総合的な推進	1	○健康なまちづくり推進事業 「運動分野からの健康づくり」 支所ごと開催 9 か所 実施回数 39 回 参加者：延べ 840 人	B	健康づくりの核となる地区組織（保健活動推進員、食生活改善推進員等）との協働による健康なまちづくり推進事業を開催することができた。	元気とめ21計画（第2期）の目的に沿い、健康なまちづくりの推進のために地域の各組織・団体等との協働で事業を実施していく。	健康推進課

◆基本目標 5 単身者や生活困窮者に対する支援

男女共に自立した暮らしの実現のため雇用の支援を行います。

また、未婚率の増加が少子化の要因の一つとなっていることから、単身者が参加しやすい交流の場を提供します。

（1）出会いの場の創造

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①ふれあい交流事業の開催	1	「ふれあい交流事業」は平成 23 年度で終了。平成 25 年度は前年度同様、「登米市結婚活動支援事業」として、自分磨きや出会いの場の提供、結婚相談をまとめて民間業者等に委託し、事業を実施。 ・自分磨きセミナー（5 回） 参加者：104 人（男 60 人、女 44 人） ・出会いイベント（6 回） 参加者：166 人（男 90 人、女 76 人） ・結婚相談会（19 回） 対象者：本人又はその家族 （本人 12 件、家族 7 件）	B	結婚活動支援事業で「自分磨きセミナー」を実施し、参加者のコミュニケーション能力などの向上に努めた。 また、「出会いイベント」では、20代から60代といった幅広い年齢の対象者に出会いの場を提供し、結婚活動の支援を行った。まだ、成婚事例こそ無いものの、参加前よりも「婚活」への意識が高まったとの声が多く聞かれた。	平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度も自分磨きや出会いの場の提供等により、結婚活動の支援を行う。	市民活動支援課
②若者交流モニターの設置	—	平成 24 年度で事業終了				

(2) 就職支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①生活困窮者への支援	1	生活保護受給者のうち稼働年齢（15～65歳）にある者には訪問時に就職指導をしている。比較的就労意欲の高い受給者を対象にハローワークへ支援要請し連携して6カ月間の就労支援を実施した。支援要請登録12人（男性9人女性3人）のうち男性1人が就労している。	C	稼働年齢にある者を対象者としているが、就労意欲が低い者が多く支援に結びつかない。また、生活保護受給者は自動車の保有が基本的に認められていないので通勤手段がネックとなり就労に結びつかないケースもある。	就労意欲の改善、阻害要因の解消を支援し対象者の状況に応じて求人情報の提供や職業紹介、職業訓練のあっせんをしていく。必要に応じて就労後のフォローアップを実施し安定した就労に繋げていく。	生活福祉課

(3) 相談の場づくり

具体的な取り組み	実施状況	平成 25 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①結婚相談会の実施	1	平成 25 年度は「登米市結婚活動支援事業」内の一つとして実施。 ・結婚相談会（19回） 対象者 本人またはその家族 （本人 12 件、家族 7 件）	B	結婚相談会を実施し、結婚を望む本人やその家族からの相談を受け、助言等を行った。 結果として、相談会への参加者が出会いイベントにも参加するなど「婚活」への意識を高めることができた。	平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度も結婚活動支援事業において結婚相談を行い、結婚活動の支援を行う。	市民活動支援課

《市役所内部での取り組み》

◆第2期登米市特定事業主行動計画（主管課：総務部人事課）

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	平成25年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p>①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p>②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p>①ノー残業デーの徹底</p> <p>②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p>③業務の簡素合理化の推進</p> <p>④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得者 <u>18</u> 人 ・平成24年度以前から引き続きの取得者 <u>12</u> 人 ・部分休業取得者 <u>1</u> 人 <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得者 <u>0</u> 人 ・妻の出産休暇取得者 <u>11</u> 人 ・育児参加休暇 <u>0</u> 人 <p>○平成25年 年次有給休暇平均取得日数</p> <p style="text-align: right;"><u>9.7</u> 日／年</p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子供の職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子供と触れ合う機会の充実</p>
--

3 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成26年4月1日現在)

No	項目	登米市 ※ () 内は平成25年度の数值	宮城県平均	最多市町村
1	女性議員の割合	7.7% (6.7%)	9.8%	29.4% (亶理町)
2	市役所の女性職員の割合	管理職※	23.8% (24.1%)	28.9% (亶理町)
		うち一般行政職	1.2% (2.1%)	31.3% (松島町)
		管理職以外の職員	49.8% (48.8%)	60.2% (大崎市)
		総計	46.3% (45.5%)	55.6% (大崎市)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	13.6% (13.6%)	71.4% (富谷町)
		中学校	10.0% (10.0%)	80.0% (富谷町)
4	公民館長への女性の就任状況	0% (0%)	5.8%	100% (亶理町)
5	自治会長への女性の就任状況	0.7% (0.7%)	3.8%	8.8% (仙台市)
6	女性委員がいる各種審議会等の数	85.3% (79.3%)	75.3%	92.6% (仙台市)
7	各種審議会等委員への女性の登用状況	29.2% (27.3%)	24.1%	41.7% (富谷町)

※「宮城県平均」、「最多市町村」の数值は「平成25年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数值

※「管理職」とは、課長及びこれに相当する職以上（一般行政職、研究職、医師職、福祉職、看護・保健職、消防職等を含む）とし、公立学校の校長・教頭、幼稚園の園長及び嘱託・臨時職員は除きます。

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況（平成26年4月1日現在）

・法律による委員会（行政委員会）・・・地方自治法180条の5

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	教育委員会	5 (5)	1 (1)	20.0% (20.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	47 (47)	5 (5)	10.6% (10.6%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
合計		62 (62)	7 (7)	11.3% (11.3%)

※下段の（ ）内は平成25年度の数値

・法律・条例による審議会等（付属機関）・・・地方自治法202条の3（平成26年4月1日現在）

※（ ）内は平成25年度の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0% (20.0%)
2	登米市防災会議	33 (33)	0 (0)	0% (0%)
3	地域審議会	101 (101)	28 (28)	27.7% (27.7%)
4	登米市男女共同参画審議会	10 (10)	6 (7)	60.0% (70.0%)
5	登米市国民健康保険運営協議会	9 (9)	4 (4)	44.4% (44.4%)
6	登米市予防接種健康被害調査委員会	5 (5)	0 (0)	0% (0%)
7	登米市食育推進会議	15 (15)	8 (6)	53.3% (40.0%)
8	登米市介護認定審査会	128 (128)	50 (50)	39.1% (39.1%)
9	登米市介護保険運営委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
10	登米市民生委員推薦会	14 (14)	1 (1)	7.1% (7.1%)
11	登米市障害程度区分認定審査会	15 (15)	7 (7)	46.7% (46.7%)
12	登米市児童厚生施設運営委員会	10 (10)	5 (5)	50.0% (50.0%)
13	登米町街なみ景観整備審査会	10 (10)	2 (2)	20.0% (20.0%)
14	登米市都市計画審議会	13 (14)	1 (1)	7.7% (7.1%)
15	登米市景観形成会議	8 (11)	2 (2)	25.0% (18.2%)
16	登米市上水道事業運営審議会	10 (10)	4 (4)	40.0% (40.0%)
17	登米市下水道事業運営審議会	10 (10)	2 (2)	20.0% (20.0%)
18	登米市学校給食センター運営審議会	12 (12)	8 (8)	66.7% (66.7%)
19	登米市社会教育委員会	10 (10)	2 (2)	20.0% (20.0%)
20	登米市公民館運営審議会	15 (15)	4 (4)	26.7% (26.7%)
21	登米市青少年問題協議会	20 (20)	1 (0)	5.0% (0%)
22	登米市文化財保護委員会	10 (10)	0 (0)	0% (0%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
23	登米市スポーツ推進審議会	15 (15)	4 (4)	26.7% (26.7%)
24	登米市子ども・子育て会議	20 (20)	11 (11)	55.0% (55.0%)
25	登米市立病院等運営協議会	12 (12)	2 (2)	16.7% (16.7%)
26	登米市障害児就学指導委員会	15 (15)	7 (7)	46.7% (46.7%)
27	登米市立図書館協議会	10 (10)	8 (8)	80.0% (80.0%)
28	勤労青少年ホーム運営委員会	8 (8)	1 (1)	12.5% (12.5%)
29	登米市総合計画審議会	20 (20)	6 (6)	30.0% (30.0%)
合計		572 (513)	178 (145)	31.1% (28.3%)

・要綱等により設置している委員会等（平成26年4月1日現在）

※（ ）内は平成25年度の数値

No.	委員会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市市政モニター	20 (-)	10 (-)	50.0% (-%)
2	登米市行財政改革推進委員会	7 (7)	3 (3)	42.9% (42.9%)
3	登米市行政評価委員会	5 (5)	2 (2)	40.0% (40.0%)
4	登米市市民歌制定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0% (40.0%)
5	登米市地域公共交通会議	14 (10)	2 (2)	14.3% (20.0%)
6	登米市迫地域づくり委員会	8 (8)	0 (0)	0% (0%)
7	登米市登米地域づくり委員会	8 (9)	1 (1)	12.5% (11.1%)
8	登米市東和地域づくり委員会	11 (10)	1 (2)	9.1% (20.0%)
9	登米市中田地域づくり委員会	12 (12)	3 (3)	25.0% (25.0%)
10	登米市豊里地域づくり委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
11	登米市米山地域づくり委員会	12 (12)	2 (2)	16.7% (16.7%)

No.	委員会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
12	登米市石越地域づくり委員会	10 (10)	3 (3)	30.0% (30.0%)
13	登米市南方地域づくり委員会	7 (7)	2 (2)	28.6% (28.6%)
14	登米市津山地域づくり委員会	9 (9)	1 (1)	11.1% (11.1%)
15	登米市地域包括医療・ケア体制推進会議	18 (18)	9 (9)	50.0% (50.0%)
16	登米市健康なまちづくり推進協議会	19 (19)	5 (5)	26.3% (26.3%)
17	登米市自殺予防対策連絡協議会	21 (21)	2 (3)	9.5% (14.3%)
18	登米市地域包括支援センター運営協議会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
19	登米市一般廃棄物第2処理施設処理方式検討委員会	10 (10)	2 (2)	20.0% (20.0%)
20	登米市地域密着型サービス運営委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
21	登米市老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	3 (3)	60.0% (60.0%)
22	登米市高齢者虐待対策連絡協議会	12 (12)	2 (2)	16.7% (16.7%)
23	登米市福祉有償運送運営協議会	8 (8)	2 (2)	25.0% (25.0%)
24	登米市高齢者福祉計画策定委員会	9 (-)	3 (-)	33.3% (-)
25	登米市保育所入所判定会議	12 (12)	5 (5)	41.7% (41.7%)
26	登米市要保護児童対策地域協議会	17 (17)	1 (1)	5.9% (5.9%)
27	登米市特別融資制度推進会議	12 (12)	0 (0)	0% (0%)
28	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	14 (14)	0 (0)	0% (0%)
29	登米市農作物有害鳥獣駆除隊連絡協議会	12 (12)	0 (0)	0% (0%)
30	登米市農作物異常気象対策連絡会議	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
31	登米市農業経営改善計画認定審査会	9 (9)	0 (0)	0% (0%)
32	登米市地域産材利用推進会議	26 (26)	1 (0)	3.8% (0%)
33	登米市園芸振興協議会	11 (11)	0 (0)	0% (0%)
34	登米市地産地消推進本部	7 (7)	0 (0)	0% (0%)
35	登米市地産地消推進協議会	18 (18)	6 (6)	33.3% (33.3%)
36	登米市肉用牛貸付事業運営委員会	12 (12)	0 (0)	0% (0%)
37	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14 (14)	0 (0)	0% (0%)

No.	委員会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
38	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 (12)	2 (4)	16.7% (33.3%)
39	上杉奨学金奨学生選考委員会	12 (12)	2 (4)	16.7% (33.3%)
40	教科書採択資料作成委員会	6 (5)	1 (1)	16.7% (20.0%)
41	登米市教育研究所運営委員会	13 (13)	3 (3)	23.1% (23.1%)
42	登米市視聴覚センター運営委員会	14 (14)	3 (3)	21.4% (21.4%)
合計		484 (514)	93 (91)	19.2% (17.7%)

平成 25 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：平成 26 年 2 月 10 日～平成 28 年 2 月 9 日

《第 1 回審議会》

開催日：平成 25 年 11 月 1 日（金）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内 容】

平成 24 年度登米市男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書について

《第 2 回審議会》

開催日：平成 26 年 2 月 10 日（月）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内 容】

審議会委員委嘱状交付式

研修会「男女共同参画社会について考える」

講師：宮城学院女子大学 教授 浅野富美枝 氏

	氏 名	条例第 23 条における 委員区分	備 考
1	宮城学院女子大学 学芸学部 生活文化デザイン学科 教授 浅野 富美枝	男女共同参画に関 し識見を有する人	登米市男女共同参画条 例策定委員会委員長
2	伊 藤 直 喜	男女共同参画に関 し識見を有する人	第 2 次登米市男女共同参 画基本計画策定委員 副委員長
3	須 藤 明 美	男女共同参画に関 し識見を有する人	第 2 次登米市男女共同参 画基本計画策定委員 委員長
4	尾 形 重 雄	男女共同参画に関 し識見を有する人	登米市男女共同参画条 例策定委員
5	及 川 さ よ 子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市農業委員会
6	永 島 洋 子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市教育委員会
7	石 井 あ け み	関係団体の推薦を 受けた人	登米市民生委員児童委 員協議会
8	林 忠 市	関係団体の推薦を 受けた人	登米人権擁護委員協議会
9	蓬 田 恵 美 子	公募により選任を 受けた人	
10	日 下 修	公募により選任を 受けた人	

※条例第 23 条第 2 項第 1 号～第 3 号順及び五十音順(敬称略)

※男女の構成(男性 4 名、女性 6 名)

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 11 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 18 条)

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第 19 条—第 21 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 22 条—第 25 条)

第 5 章 雑則(第 26 条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男

女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に居住する人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策

又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。

- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じで

す。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に

努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第 12 条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第 13 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第 14 条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第 15 条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第 16 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における

活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第 19 条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体

制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 21 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第 4 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第 9 条第 2 項に規定する事項
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年登米市条例第 48 号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

FAX：0220-22-9164

E-mail: shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成 26 年 9 月